

東京高等裁判所令和6年（ラク）第786号

抗告人田中富廣

特別抗告理由書（補充）

令和6年9月20日

最高裁判所 御中

抗告人代理人弁護士	福本修也
同	鐘築優
同	堀川敦

標記事件の特別抗告理由として、下記主張を追加・補充する。

記

第1 宗教法人法（以下、「法」という。）81条1項1号が規定する「法令に違反」及び同項の「法人について」に関する原決定の解釈が罪刑法定主義（憲法31条）から派生する「罪刑均衡の原則」等に違反すること

1 原決定が「法令に違反」に過失行為及び監督責任を含める解釈を行ったことについて

(1) 原決定の要旨

原決定（4頁ウ）は、

同条（代理人注：民法709条）は、故意又は過失によって他人の権利等を侵害する行為をしてはならないということ（いわゆる禁止規範）を当然の前提として、かかる行為をした者に対し、損害賠償の責任を課することを定めていると解することができる。そうすると、同条が適用される場合には、他人の権

利等を違法に侵害する不法行為が行われたと認められることになるから、このような場合には、上記のような規律（禁止規範）に反したものとして、法81条1項1号の「法令に違反」する行為が行われたと解することができるというべきである。そして、このことは、同法715条が適用される場合も同様である

と言う。

(2) 「罪刑均衡の原則」違反

原決定の上記解釈は、罪刑法定主義（憲法31条）から派生する「罪刑均衡の原則」（最大判昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁，以下、「昭和49年最高裁判決」という。団藤重光「刑法綱要総論（改訂版）」50頁～52頁，大塚仁「刑法概説（総論）第三版」57頁，大谷實「刑法講義総論（第三版）」69頁～70頁）に違反するものである。

昭和49年最高裁判決は、

およそ刑罰は、国権の作用による最も峻厳な制裁であるから、特に基本的人権に関連する事項につき罰則を設けるには、慎重な考慮を必要とすることはいうまでもなく、刑罰規定が罪刑の均衡その他種々の観点からして著しく不合理なものであつて、とうてい許容し難いものであるときは、違憲の判断を受けなければならないのである。そして、刑罰規定は、保護法益の性質、行為の態様・結果、刑罰を必要とする理由、刑罰を法定することによりもたらされる積極的・消極的な効果・影響などの諸々の要因を考慮しつつ、国民の法意識の反映として、国民の代表機関である国会により、歴史的、現実的な社会的基盤に立つて具体的に決定されるものであり、その法定刑は、違反行為が帯

びる違法性の大小を考慮して定められるべきものである。

と判示し、罪刑の均衡を著しく欠く刑罰規定を違憲（憲法31条）とする「罪刑均衡の原則」を明示した。法81条1項の宗教法人解散命令は宗教法人に対する死刑宣告に外ならず、正に昭和49年最高裁判決が言うところの「国権の作用による最も峻厳な制裁」であるから、これに対しては罪刑法定主義及び罪刑均衡の原則が厳格に適用されなければならない（最大判平成4年7月1日民集46巻5号437頁）。

原決定は、宗教法人の解散事由となる原因行為に過失行為を含めるだけではなく、直接の行為者ではない使用者に監督過失が認められる場合には使用者にも法令違反を認め、法81条1項1号の解散事由の原因行為になるとするものである。上記原決定の解釈は、法定刑が死刑に限定される重大犯罪の構成要件に過失犯及び監督過失を含めるに等しく、過失行為を原因事実として宗教法人の解散を命じることができるとする解釈が、行政的不利益処分として「罪刑の均衡」（行為と処分の均衡）を著しく欠くものであることは明らかである。たとえば、法81条1項1号に「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」という厳しい要件（「法令違反行為」とは別要件）が設けられているとしても、過失行為や監督過失を原因行為として法人解散命令という究極の処分を課すことは、それ自体が罪刑の均衡（行為と処分の均衡）を著しく欠くものであることは誰の目にも明らかである。これは他の要件をもってそのハードルを引き上げたところで、決して許容されることではない。例えば、ある宗教法人がお焚き上げの行事を行っていたところ、過失により火災・延焼を起こし、その結果、著しく多数の死傷者が出たとしても、当該過失行為を理由にして宗教法人の解散を命じることを正当化することはできない。このような場合、火災を引き起こした個人の刑事責任の追及並びに法人及び個人の損害賠

償責任の追及で対応すべきものである。立憲主義が確立した民主主義国家において、過失行為や監督過失を原因として、死刑や団体解散を命じるなど絶対にあってはならないことである（乙111、乙112の1、2、乙73、乙89、乙92の1、2、乙20、乙41）。

以上、原決定の上記解釈は、罪刑法定主義（憲法31条）から導かれる「罪刑均衡の原則」に違反し、到底許容できない。

なお、法81条1項の宗教法人解散命令に憲法31条（罪刑法定主義）ないしその趣旨が適用されることの根拠・理由については、原審抗告理由書3頁～4頁を参照されたい。罪刑法定主義が行政処分手続に適用される以上、同主義から派生する「罪刑均衡の原則」がその適用から外れる道理はない。

2 原決定の法81条1項柱書の「法人について」の要件解釈について

(1) 原決定の要旨

原決定は、法81条1項柱書の「法人について」の要件（以下、「行為要件」という。）について地裁決定の下記記載（同決定10頁～13頁）をそのまま肯認している。

(ア) 前記(2)イに関し、被審人は、東京高裁平成7年決定が、法81条1項1号の適用対象となる「宗教法人の行為」について、「宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為であって、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為であるといえる」ものでなければならないとの判断基準を定立し、これが特別抗告審である最高裁平成8年決定でも実質的に支持されているところ、本件宗教法人に関する損害賠償請求訴訟の事案（22件の民事判決）には、本件宗教法人の代表役員等の幹部役職員が関わった事案はないから上記基準に適合しないこと

が明らかであると主張する。

しかし、東京高裁平成7年決定は、宗教法人オウム真理教に対する解散命令申立事件という個別事案において、当該事案の事実関係に即して判断をするために上記説示をしたにすぎず、また、その特別抗告審である最高裁平成8年決定では、上記説示に係る点については何らの判断も示されていないのであるから、「宗教法人について」法81条1項1号所定の行為をしたとの事由が認められる場合が、東京高裁平成7年決定で示された場合に限定されるということとはできない。そもそも、法81条1項柱書き及び同項1号は、「宗教法人について」、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたとの事由があると認められる場合に、当該宗教法人の解散を命ずることができる」と規定しており、その規定上も、宗教法人自体が法令違反の行為主体となることを要件としていないのであるから、当該宗教法人の代表役員等が直接法令違反行為に関わっていない限り、当該宗教法人について法令違反の行為をしたとの事由（法81条1項柱書き及び同項1号）を認めることができないと解すべきとはいえない。

また、被審人は、会社の解散命令の事由については、旧商法58条1項3号で、行為の主体が「業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」（会社法824条1項3号では「業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員」）に限定されていることを指摘する。

しかし、行為の主体を具体的に限定している旧商法（会社法）の上記規定をもって、異なる文言で規定されている法81条1項1号について、行為者を代表役員ないし幹部役職員に限定すべきことの根拠とすることはできない。

(イ) もとより法人自体が事実的・自然的な行為の主体となることはできず、また、前述のとおり、法 8 1 条 1 項柱書き及び同項 1 号は、法令違反行為の主体を限定していないことからすれば、「宗教法人について」法令違反行為をしたとの事由が認められる場合とは、自然人による法令違反行為が、社会通念上、当該宗教法人の行為であるといえる場合をいうものと解すべきであり、例えば、当該宗教法人と無関係の者が法令違反行為をした場合はもちろん、当該宗教法人と関わりのある者によるものであっても、当該宗教法人の存在や活動と無関係に法令違反行為がされた場合には、それをもって、当該宗教法人について法令違反行為をしたとの事由(法 8 1 条 1 項柱書き及び同項 1 号)が認められることはないというべきである。

他方、宗教団体に、法人格が認められ、法人としての法律上の能力が与えられるのは、当該宗教団体が財産を所有、維持、運用し、その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するためであり(法 1 条)、また、宗教法人の解散命令の制度が、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為(法 8 1 条 1 項 1 号)や宗教団体の目的を著しく逸脱した行為(同項 2 号前段)があった場合等に、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わせることが可能となるようにしたものであることに照らすと、宗教法人と関わりを持つ者が法令違反行為を行った場合において、当該行為者の当該宗教法人における立場、その行為と当該宗教法人の業務又は事業との関連性(行為の目的及び態様、行為に至る経緯、行為の結果及びその効果の帰属等)、その行為に

ついでに宗教法人の関与等の事実関係を踏まえて、当該行為者の法令違反行為が当該宗教法人の業務又は事業の執行又は運営として行われたものと評価できるときは、特段の事情のない限り、その行為は、社会通念上、当該宗教法人の行為であるといふことができ、当該「宗教法人について」法令違反行為をしたとの事由があると認められることとなることと解するのが相当である。

したがって、宗教法人の代表役員等の幹部職員が法令違反行為に関与した事実がない限り、法81条1項1号所定の解散命令事由に該当すると解釈することができないとの被審人の主張は採用することができない。

(2) 「罪刑均衡の原則」違反及び「過度に広汎な規制」

憲法論に入る前に冒頭に指摘しておくが、原決定（地裁決定を含む。以下同様。）が事例判例であるとして否定する東京高裁平成7年決定（東京高等裁判所決定平成7年12月19日・判例タイムズ894号43頁）が定義した行為要件は、事件の組織構図がオウム真理教事件とは異なる明覚寺事件でも踏襲されており、決して事例判例ではない。東京高裁平成7年決定の示した行為要件は定説に依拠する実に合理的な定義なのである。原決定は、法81条1項柱書が「宗教法人について」とする規定が、「宗教法人（自体）が」としていないことから、宗教法人の代表役員等が直接法令違反行為に関わる必要がないとするが（上記引用の下線部参照）、これは長年の定説から完全に逸脱している。文部科学省が教科書と仰ぐ「最新 逐条解説宗教法人法」382頁は、「宗教法人が法令に違反するとは、宗教法人の役員又は職員がその業務の執行に関し、違法行為を行っている場合（責任役員がそのような決議を行っている場合も入る。）を指す。本号に該当する行為の主体

は、宗教法人であって・・・」と明確に記載し、また、同省が本件事件で好んで引用する「宗教法人法例解」244頁もやはり、「この行為は、宗教法人の行為でなければならないのであって」と明確に記載しており、原決定以前には、法81条1項の行為主体が宗教法人であることに異論を唱える者などいなかったのである。

次に、原決定の解釈が憲法違反であることについて論ずる。

単に法人に損害賠償責任を負わせるに過ぎない使用者責任（民法715条）と宗教法人解散命令という極めて重大な処分とでは、責任原因とされる行為に関する行為要件判断基準の厳格さが同等であって良いはずがない。使用者責任では、「報償責任」の名の下に実質的に無過失責任の運用がなされているのが実務の実態である。無過失責任は論外にしても、宗教法人が監督者としての過失責任をもって解散命令という重大な処分が下されるようなことがあってはならず、原決定の法81条1項1号の行為要件解釈は、罪刑の均衡（行為と処分の均衡）を著しく失するものであって「罪刑均衡の原則」（昭和49年最高裁判決）に違反し、憲法31条に違反する。

宗教法人に対する解散命令の原因とされる行為は、社会通念に照らし、誰がどう見ても宗教法人の行為と看做されるべき実態がなければならない。宗教法人の代表役員等の幹部役職員の具体的関与事実がなくても、広く「宗教法人と関わりを持つ者」の行為を法人の行為と評価し得るとする原決定の上記基準が「過度に広汎な規制」を行うものであって、適正手続保障（憲法31条）を著しく害するものであることは明らかである。代表役員等の幹部役職員の関与がないにもかかわらず、信者、末端職員はおろか宗教法人と関わりを持つ外注業者が法人のために行ったとされる行為が法81条1項1号に該当する法人の行為とされ、それが原因で法人解散命令が出されるなど決してあって

はならない。

したがって、東京高裁平成7年決定の行為要件の定義が示す通り、宗教法人の「代表役員等」の幹部役職員が法人の業務として具体的に関与した事実の存在は、法81条1項1号の適用の前提として絶対に必要不可欠である。同定義は、宗教法人解散命令の重大性に鑑みて定立されたものであり、決してオウム真理教事件に対応した個別事例の判断ではない。中でも、「代表役員等が」という行為者限定はその根幹をなす要件であり、これは宗教法人にとって死刑に相当する解散命令という重大な不利益処分の性格から来る論理的帰結である（罪刑均衡の原則）。

以上、原決定による法81条1項1号の行為要件解釈は、「罪刑均衡の原則」に違反し、「過度に広汎な規制」であり、憲法31条に違反する。

(3) 原決定の法解釈態度の問題点

原決定は、

法81条1項柱書き及び同項1号は、「宗教法人について」、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたとの事由があると認められる場合に、当該宗教法人の解散を命ずることができる」と規定しており、その規定上も、宗教法人自体が法令違反の行為主体となることを要件としていないのであるから、当該宗教法人の代表役員等が直接法令違反行為に関わっていない限り、当該宗教法人について法令違反の行為をしたとの事由（法81条1項柱書き及び同項1号）を認めることができないと解すべきとはいえない。

あるいは、

被審人は、会社の解散命令の事由については、旧商法58条1項3

号で、行為の主体が「業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」(会社法 8 2 4 条 1 項 3 号では「業務執行取締役, 執行役又は業務を執行する社員」)に限定されていることを指摘する。

しかし、行為の主体を具体的に限定している旧商法(会社法)の上記規定をもって、異なる文言で規定されている法 8 1 条 1 項 1 号について、行為者を代表役員ないし幹部役職員に限定すべきことの根拠とすることはできない。

などと、法 8 1 条 1 項 1 号の形式的文言解釈を盾に、著しく緩和した行為要件解釈を正当化している。

最高裁判所(最大判昭和 4 4 年 4 月 2 日・刑集 2 3 卷 5 号 3 0 5 頁, 最大判昭和 4 4 年 4 月 2 日・刑集 2 3 卷 5 号 6 8 5 頁)は、一見すると明確性や規制の広汎性に問題がありそうな法律の規定に対する解釈指針につき

法律の規定は、可能なかぎり、憲法の精神に即し、これと調和しようよう合理的に解釈されるべきものであ(る)

と述べているところであり、上記法解釈指針については誰も異論がないはずである。

これに対し、原決定の法解釈態度は、憲法の精神を無視し、形式的な規定文言だけを根拠にして規制・処罰の対象範囲を際限なく拡張しようとするものであって、上記法解釈指針に真っ向から反すると言わなければならない。規定文言が具体性を欠いて適用範囲が不当に拡がりかねない場合には、憲法の精神や関連する判例の趣旨、あるいは同旨他規定との平仄などを考慮し、限定的に解釈しなければならない。ところが、法 8 1 条 1 項が宗教法人解散という法人に対する死刑宣告ともいうべき極めて重い不利益処分を課す根拠条文であり、同項の適用によって危険に晒される人権は「信教の自由」(憲法 2 0 条)という精神的自由の頂点

に位置する重要な人権であるにもかかわらず、原決定には「信教の自由」に対する配慮が全く窺えない。

原決定は、法81条1項1号と同趣旨とされる旧商法58条1項3号の行為の主体が「業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」と限定されているにもかかわらず、両者が異なる文言で規定されているという形式的理由だけで抗告人の主張を簡単に退けている。しかし、「法律の規定は、可能なかぎり、憲法の精神に即し、これと調和しうるよう合理的に解釈」する立場からすれば、法人解散事由の行為要件に関し、精神的自由である「信教の自由」に依拠する宗教法人の方が経済的自由である「営業の自由」に依拠する会社法人よりも格段に緩く広く解釈されるということは、憲法の精神（憲法20条、22条）に反し、法の下での平等（憲法14条）に反することは明らかであって、同要件は憲法の精神に適合するように解釈しなければならない。

宗教法人と会社法人との間で解散事由の行為要件に大きな格差を設けなければならない立法政策上の理由はなく、むしろ、収益事業が限定的に認められる（法6条2項）に過ぎない宗教法人の宗教活動等に比べ、営利企業である会社法人による事業活動の方が遙かに社会・経済に与える影響が大きいはずである。にもかかわらず、法律は会社法人の解散事由の行為者を取締役等に限定しているのであり、団体に対して解散命令を発することに対する法の謙抑的な姿勢は明らかである。そうであれば、宗教法人に対する解散命令の場面においては、会社法人のそれに比してより一層謙抑的でなければならないという結論になるはずである。さらに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）261条1項が一般社団法人等の解散命令の要件を定めているところ、法81条1項1号と同旨の規定である一般法人法261条1項3号は、旧商法58条1項3号（現行の会社法824条1項3

号) とほぼ同じ構成要件となっており、行為者を「業務執行理事」に限定している。宗教法人解散命令の行為要件を一般社団法人等のそれと区別して緩和すべき合理的理由は、会社以上に存在しないはずである。

以上の通り、法 8 1 条 1 項柱書が「法人について」と規定した趣旨が、何らかの意図をもって行為者を特に限定しなかったと認められる立法政策上の合理性がない以上、憲法の精神や関連する判例の趣旨、あるいは同旨他規定との平仄などを考慮し、これを限定的に解釈しなければならないのであり、行為者を「代表役員等」に限定した東京高裁平成 7 年決定の行為要件の定義は正に同解釈に基づくものである。これに反し、原決定は、合理的な理由を示すこともなく、単なる形式的文言解釈を根拠として、宗教法人の解散事由について著しく緩く広い行為要件を導く解釈をするものであり、不当である。

このように、原決定の上記法解釈態度は、「憲法の精神」を蔑ろにするものであって、到底許容されるものではない。

ちなみに、社会団体（宗教団体に限らない）に対する解散について規定するフランス国家安全保障法第 212-1 条の適用につき、同法第 212-1-1-1 条は、

第 212-1 条を適用するためには、その行為が団体構成員が団体の行動に帰属することができる場合でなければならない、団体の指導者がこのような事実を知っていながらも、可能な限りにおいて必要な措置を講じずに黙認した場合でなければならない。

と規定しており（資料 1 「フランス法令調査結果報告書」 1 4 頁）、上記フランス法の行為要件解釈指針は、法 8 1 条 1 項の解釈においても大いに参考にすべきものである。

第2 国際人権規約等違反（憲法違反）

1 国際人権規約違反（憲法違反）

昭和54年（1979年）6月31日に日本政府が批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約）は、18条3項で、「宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。」と規定する。

不法行為には、刑事罰則法規や行政取締法規など実定法が規定する禁止規範・命令規範に違反する場合と社会規範違反の場合があることは、何度も指摘してきたところであるが、文科省が、本件宗教法人ないしその信者の行為に不法行為が認定された事例として列挙する判決（参考資料4の1～25の3）は、いずれも、「社会的相当性の逸脱」や「公序良俗違反」といった社会規範違反を理由として違法性を認定したものである。こうした社会規範の内容は、各事件ごとに当該事件における当事者間の利益衡量や結果の妥当性を踏まえて裁判所がその都度判断する外なく、内容が法定されていない社会規範違反を根拠として宗教又は信念を表明する自由を制限することは、国際人権規約18条3項違反である。

したがって、文科省が提出する判決は宗教法人解散の根拠とはなり得ず、これら判決の存在を理由に法81条1項1号の解散原因事由となる「法令違反」を認定することはできない。よって、社会規範違反によって不法行為が認定された事案について「法令違反」に該当しうるとする原決定の解釈は、国際人権規約18条3項に違反する。

憲法98条2項は、日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とするとして条約尊重遵守義務を規定しており、原決定は憲法違反である。

なお、社会規範違反を理由に宗教法人を解散することが国際人権規約 18条3項違反に該当することについての詳細については、追って海外の国際法専門家作成の意見書を提出する予定である。

2 確立された国際法規違反（憲法違反）

欧州人権裁判所は、宗教団体を解散させることができる強力な権限を政府に付与したフランス法（2001-504法）が欧州人権条約第9条の「宗教の自由」を侵害していない理由について、「解散の対象となった宗教団体がフランス法上で制限的に列挙された刑事処罰を受けた場合にのみ解散することができることを上記の法が要求したからである」と判示し、また、欧州議会は、宗教の自由と宗教的少数者の保護のために、欧州諸国に対し、「国家は、公共の秩序を保護するために、欧州人権条約第9条、第10条、第11条の自由を制限することができる手段を講じることができるが、その制限は必ず精巧な条件下で行わなければならない」と勧告している（前掲資料1：14頁～17頁）。欧州人権条約締結国であるフランス及びドイツの各国内法においては、宗教団体に対する解散事由に不法行為が該当せず、解散事由となり得る法令違反行為は刑事処罰を受けた場合に限定されている（乙111、乙112の1、2）。さらに、アメリカ合衆国のニューヨーク州、カリフォルニア州及びコロンビア特別区の各州法においても、非営利法人又は全法人に対する解散命令が発せられる要件は深刻な法令違反等に限定され、不法行為は含まれない（資料2）。

以上の通り、「宗教団体に対する解散命令事由に不法行為が入らない」とされるのは、「国際社会で一般に承認・実行されている慣習国際法」（佐藤幸治「憲法（第三版）」32頁）であって、憲法98条2項が規定する「確立された国際法規」であるというべきである（乙73:45頁～48頁、乙89、乙92の1、2：9頁～11頁、乙20、

乙41)。

したがって、宗教法人解散事由に不法行為を取り込む原決定の解釈は、上記「確立された国際法規」に違反し、憲法98条2項に違反する。

ちなみに、旧商法58条1項3号(会社法824条1項3号)及び一般法人法261条1項3号が違反法令を刑罰法令に限定したことは、正に上記「確立された国際法規」に合致する。法81条1項1号の「法令」に民法709条を含むとする原決定の異常さは際立っている。

第3 本件特別抗告理由書(補充)が問う憲法上の法律問題のまとめ

本理由書(補充)において、抗告人が最高裁判所に対して問う憲法上の法的見解は、次の4点である。

- (1) 法81条1項について、憲法31条(罪刑法定主義から派生する罪刑均衡の原則)ないし同条の趣旨の適用があるのか否か。
- (2) (1)を肯定する場合、法81条1項1号の「法令に違反」及び同項の「法人について」に関する原決定の各解釈が「罪刑均衡の原則」に違反し、「過度に広汎な規制」に当たるか否かに対する貴裁判所の判断。
- (3) 文科省が提出する不法行為判決はいずれも公序良俗違反などの社会規範違反を理由とするものであるが、これを宗教法人に対する解散命令の原因事実とする原決定の解釈は、国際人権規約18条3項に違反し、憲法98条2項違反ではないのか。
- (4) 「不法行為は宗教法人の解散事由にはならない」というのは、欧州人権条約、フランス及びドイツの各国内法、アメリカ合衆国のニューヨーク州等の主要な州法において一致しており、これは「確立された国際法規」と言えるのではないか。そうであれば、原決定の解釈は国際法規に違反し、憲法98条2項違反ではないのか。

第4 最高裁判所による法解釈確定の必要性

抗告人は、特別抗告理由及び許可抗告申立理由において、憲法違反、最高裁判例違背、法律上の重要な問題について種々論じている。もともと、法 8 1 条 1 項 1 号については、東京高裁平成 7 年決定が

「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」(一号)・・・(中略)・・・とは、宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為であって、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為であるといえるうえ、刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するものであって、しかもそれが著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為(である)

と定義して以来、同定義は裁判実務において定着し、かつ、政府の長年の公式見解にもなっていた(乙 4～乙 9, 乙 8 3)。抗告人代理人作成の「法律意見書」(乙 1, 乙 2)で詳しく論じた通り、東京高裁平成 7 年決定の上記定義は、実に理に適った定義であり、かつ、国際基準にも合致した解釈でもある(乙 1 1 1, 乙 1 1 2 の 1, 2, 前掲資料 1 及び同 2)。ところが、岸田文雄首相は、令和 4 年 1 0 月 1 9 日の参議院予算委員会で「朝令暮改」ともいふべき突然の法解釈変更(乙 1 0)を行った。そして、この日を起点として実におかしな流れが生じ、裁判所までもが時流に流され、原決定及び地裁決定は東京高裁平成 7 年決定の定義を完全に否定して覆したのであるが、各決定書を読んでも説得力のある理論的な説明はない。特に、憲法 3 1 条(罪刑法定主義)の問題並びに平成 9 年最高裁判決及び平成 1 8 年最高裁判決との理論的整合性の問題に関しては、到底納得が行くものではない。

本件では、最高裁判所による確かな理論的裏付けをもった国際社会にも通用する法解釈の確定が待たれるところである。

以上